

## 鹿児島市フードビジネス推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新商品の開発（以下「新商品開発」という。）を促進するため、市内の中小企業者等が取り組む事業に対し、予算の範囲内でフードビジネス推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 鹿児島市中小企業振興条例（昭和48年条例第15号）第2条第1号に定める者をいう。
- (2) 農林漁業者等 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第3条第1項に定める者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者で納期の到来している市税について滞納がない者とする。

- (1) 本市に本社又は主たる事務所を有する中小企業者
- (2) 本市に住所又は主たる事務所を有する農林漁業者等

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助対象者としない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、新商品開発及び新メニュー等開発を行うもので、次の各項に掲げるものとする。

2 新商品開発を行うものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食のトップランナー商品開発支援事業
- (2) コラボ商品開発支援事業

3 新メニュー等開発を行うものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食のトップランナー新メニュー等開発支援事業
- (2) コラボ新メニュー等開発支援事業

(補助対象者の決定)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める方法により応募しなければならない。

2 補助対象者は、鹿児島市フードビジネス推進事業補助金審査委員会設置要綱第1条に定める委員会が候補者を選定し、市長が決定する。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、市長が別に定める経費とする。ただし、他の制度により補助金の交付を受けている経費については、対象としない。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の3分の2に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)とし、第4条第2項に掲げるものは、1事業者あたり50万円を限度とし、第4条第3項に掲げるものは、1事業者あたり10万円を限度とする。

(補助金の交付回数)

第8条 第4条第2項に掲げるものは、補助金の交付回数は、1事業者あたり1年度につき1回とし、通算して3回までとする。ただし、1つの商品による補助金の申請は、1事業者からの1回に限る。

2 第4条第3項に掲げるものは、補助金の交付回数は、1事業者あたり1年度につき1回とし、通算して3回までとする。ただし、1つの新メニュー等による補助金の申請は、1事業者からの1回に限る。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第4条第1項に定める補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに

当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第7条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項に定める市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日とする。

(補助事業計画変更の承認等)

第11条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容(ただし、補助事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。)

(実績報告)

第12条 規則第14条に定める実績報告書の提出は、補助事業の完了日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、その旨及び額について報告しなければならない。

3 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければ

ならない。

4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第13条 補助金の交付対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。